

令和6・7年度
(令和6年7月1日から令和8年6月30日まで) ※前回の格付基準から変更ありません。

土木一式工事

建築一式工事

級	総評定点又は期間及び特別評定事項の基準
A1	<ul style="list-style-type: none"> ・総評定点が900点以上であること。 ・資本金が4,000万円以上の法人であること。 ・特定建設業の許可を有していること。 ・1級技術者3名以上を含む技術職員が7名以上いること。 ・天理市内に本社、本店を有すること。
A	<ul style="list-style-type: none"> ・総評定点が800点以上であること。 ・資本金が3,000万円以上の法人であること。 ・特定建設業の許可を有していること。 ・1級技術者2名以上を含む技術職員が3名以上いること。 ・天理市内に本社、本店を有すること。
B	<ul style="list-style-type: none"> ・総評定点が700点以上であること。 ・2級技術者1名以上を含む技術職員が2名以上いること。
C	<ul style="list-style-type: none"> ・総評定点が600点以上であること。
D	<ul style="list-style-type: none"> ・新規受付から1年が経過したものであること。

級	総評定点又は期間及び特別評定事項の基準
A	<ul style="list-style-type: none"> ・総評定点が800点以上であること。 ・資本金が3,000万円以上の法人であること。 ・特定建設業の許可を有していること。 ・1級技術者2名以上を含む技術職員が3名以上いること。 ・天理市内に本社、本店を有すること。
B	<ul style="list-style-type: none"> ・総評定点が700点以上であること。 ・2級技術者1名以上を含む技術職員が2名以上いること。
C	<ul style="list-style-type: none"> ・総評定点が600点以上であること。
D	<ul style="list-style-type: none"> ・新規受付から1年が経過したものであること。

管工事

級	総評定点又は期間及び特別評定事項の基準
A	<ul style="list-style-type: none"> ・総評定点が750点以上であること。
B	<ul style="list-style-type: none"> ・新規受付から1年が経過したものであること。

舗装工事

その他工事

級	総評定点又は期間及び特別評定事項の基準
A	<ul style="list-style-type: none"> ・総評定点が800点以上であること。 ・資本金が4,000万円以上の法人であること。 ・特定建設業の許可を有していること。 ・1級技術者2名以上を含む技術職員が5名以上いること。 ・天理市内に本社、本店を有すること。
B	<ul style="list-style-type: none"> ・総評定点が700点以上であること。 ・資本金が2,000万円以上の法人であること。 ・2級技術者1名以上を含む技術職員が2名以上いること。
C	<ul style="list-style-type: none"> ・新規受付から1年が経過したものであること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・新規受付から1年が経過したものであること。
--	--

※ 格付は、総評定点又は期間及び特別評定事項により行う。

※ 上記表中の技術者とは経営事項審査結果通知の各工種における技術職員数をもって確認する。